

第1回審議会 報告

日 時	令和5年1月24日(火) 10時00分~11時00分
場 所	北栄町役場大栄庁舎3階 第2委員会室
出席者	<p>【委員】 井上 順子委員、奥田 よしの子委員、竹原 正純委員、地原 聰子委員、中野 智子委員、南場 兄一委員、蓑原 美百合委員 【幹事】 手嶋課長(地域整備課)、岡本室長(地域整備室)、後藤主事(地域整備室) 【説明者】 宇田川室長(地域整備課上下水道室)、谷口副主幹(地域整備課上下水道室)</p>
【概要】	
<p>1 開会 2 課長挨拶 3 委員紹介 4 会長及び副会長の選出 <u>会長…竹原 正純委員、副会長…井上 順子委員</u> が選出された。 5 資問並びに事業概要の説明 説明者より、質問並びに北条都市計画下水道の変更の概要について説明した。 6 意見交換 <u>北条都市計画下水道の変更については、異存はないが、工事にあたっては事前の日程周知等をはじめ住民生活に十分配慮することを答申とする。</u> 意見・質疑応答については、下記の通り。 7 閉会</p>	
【意見・質疑応答等】	
(委員)資料12ページ「住民説明関係機関協議状況」で、住民を対象に説明会をされているが、説明会の時の意見はどういう内容であったか。	
(説明者)今回の計画は新年総会で説明した。北条島地区では、北条島単独の農業集落排水を最終的に公共下水に接続したいという意見があった。反対意見はなかった。	
(委員)工事期間はどれくらいかかるのか。	
(説明者)工事に関しては、来年度、再来年度の2ヵ年をかけて行い、令和7年3月末に完成予定。 なお、詳細は詰めるが、工事期間中は道路の通行規制を予定している。	
(委員)令和7年3月に新しいポンプ場が出来るのか。	
(説明者)令和7年3月に新しいポンプ場が出来る。令和7年3月末に供用開始する予定。	
(委員)工事中の対応はどうなるのか。工事すると、そこの下水道がどうなるのか。	
(説明者)供用開始までは、今ある農業集落排水施設を使っていただく。工事中は、圧送管を設置し、最後の	

タイミングで切り替えるため、私生活には影響がない。

(委員)ポンプ場は同じ所に作るのか。同じ所に作るのであれば、今ある処理機能が果たせないのでないのか。別に機械を設置して、代用でポンプ機能が果たせる装置を別途つくるということか。

(説明者)ポンプ自体は同じ敷地内に設けるが、今の建物とは別に作るため、処理機能は低下しない。

(委員)管は道の下に入っているのか。

(説明者)入っている。

(委員)道の下に入っているということは、工事期間中は通行できなくなるのか。

(説明者)通行できなくなる為、地元に迷惑をかけないように2カ年に分けて工事を行う。日中は通行出来るよう夜は規制解除する予定。細かい部分は地元の人と調整する予定。

(委員)今回の場所は農業法人の事務所があり、大きな農業機械を持っていると思われる。そのあたり支障がないように配慮していただきたい。

(説明者)工事期間中の対応は農業法人と話している。なるべくご迷惑にならないようにしたい。

(委員)2年間という長い期間なので、農作業が困難にならないように。工事計画は地元説明会で説明しているのか。

(説明者)今回の審議会で計画を承認していただければ、より詳細な工事計画を地元説明会で説明する予定。

(委員)農作業が困難にならないように、工事計画をしていただきたい。

(説明者)了解した。

(会長)農業集落排水というのは、都市計画の下水道と違い、雨水、それから農地からの排水は入っているのか。

(説明者)入っていない。通常の公共下水と同じである。浄化レベルが違うことはあると思うが、基準以上に処理されており、何も問題はない。また、雨水とかは含まれていない。

(会長)生活排水だけか。

(説明者)生活排水だけです。

(会長)農薬は流れるのか。

(説明者)農薬は流れない。

(会長)米里の方から、昔からの湿地帯で大変なところなので、雨水や農薬の流れる量もすごかったのではないかと思うのだが、改善されるのか。

(説明者)下水道自体は宅内の生活排水等だけなので、雨や農薬の流れる量は改善されないと思う。

(会長)分かった。

(会長)他に意見はあるか。意見をまとめると、北条都市計画下水道の変更については、異存はないが、工事にあたっては事前の日程周知等をはじめ住民生活に十分配慮することを答申として良いか。

(委員)異議なし。

(会長)それでは、異存はなしと答申とする。

(委員)今回は北条都市計画だが、大栄もあるのか。

(説明者)来年、大栄も都市計画変更を行う予定。その時も審議会を開催する。

(委員)都市計画の名称が北条都市計画下水道の変更となっている。北栄町なのに、地区で都市計画があるというのが納得しかねる。これはどういうことなのか。

(会長)都市計画の名称は、地域のことを指すのではなく、計画区域そのものに名前をつけているだけ。町名が変わったことは全く関係ない。

(幹事)北栄町の中には、大栄都市計画区域と、北条都市計画区域の二つが存在している。今回は、北条都市計画区域の内容を変更させていただきたいということ。

(委員)都市計画というのは、町の全体の計画では。

(幹事)都市計画区域の中の計画である。北栄町内には、都市計画区域外の地区もあり、北栄町全体の計画ではない。

(委員)北栄町としてどう防災なり下水なりをやっていくかということが、都市計画ではないのか。都市計画というものがどういうものなのか、皆さんに共有して欲しかったので質問した。都市計画法は、家やビルや道や働くいろいろな人がいるから、審議会の中に学識経験者やいろいろな方々が集まって、自分たちが生活しやすい町にするにはどうしたらしいのかと考えるものが都市計画だと思っていた。都市計画の名称は北条都市計画ではなく、北栄都市計画ではないのか。

(会長)呼称が旧町名をそのまま引きずっていると考えたらだめ。

(委員)一つの意見として言っただけ。

(会長)意見するのは良い。

(会長)では、今日はこれで審議会は終了する。